

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 広島県移住・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び神石高原町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、神石高原町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に神石高原町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 神石高原町移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に神石高原町以外の市区町村に転出した場合：半額
  - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 3 神石高原町移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の交付に係る審査及び交付後の居住状況の確認等のため、住民登録情報、暴力団との関係の有無等に関する調査を町長が実施することに同意します。
- 4 広島県及び神石高原町が、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。
- 5 広島県及び神石高原町が、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

神石高原町長 様

誓約者兼同意者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 (自署) \_\_\_\_\_